

令和5年5月8日

保護者 各位

群馬県立新田暁高等学校
校長 中 島 隆 行

新型コロナウイルス感染時の対応の変更について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力賜り感謝申し上げます。
さて、本日5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、生徒の欠席等の対応を以下のように対応して参りますので、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。
なお、5類感染症への変更後においても、引き続き感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減する取組を継続しながら、教育活動を実施して参ります。各ご家庭におかれましても、引き続き感染症対策を継続してくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 生徒自身に発熱等の症状がある場合

発熱等の症状があるだけでは「出席停止」にはなりません。ただし、その場合、感染拡大防止の観点から、自宅で休養していただくとともに、医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

2. 「陽性」だった場合の出席停止期間について

医療機関等での診察・検診の結果、「陽性」であった場合は、発熱等の症状がでた日から「出席停止」となります。

※PCR（抗原）検査の証明ができない場合は、出席停止にはなりません。

出席停止期間については、発症した日の翌日を1日目として5日目を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日までを基準とします。医療機関による「陰性証明」は必要ありません。

また、発症から10日が経過するまでは、マスクの着用をお願いいたします。

3. 同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合でも、生徒本人に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されない場合、出席停止にはなりません。接触後、発熱等の症状がある場合には、前記1の対応となります。